

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成29年2月20日第31回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明について

日程 第6 議案第4号 平成28年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長) みなさん、おはようございます。だいまから、第31回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長) ありがとうございました。本日の出席委員は13名で、定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番小山田委員、7番戸田委員を指名します。

(議長) 日程第2「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の1頁から4頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数3件、筆数3筆、面積6,323㎡。すべて畑。使用貸借権、件数1件、筆数18筆、面積38,560㎡。田2,127㎡、畑36,433㎡。合計で、件数4件、筆数21筆、面積44,883㎡。田2,127㎡、畑42,756㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
- (議長)次に、第1項の順位1について、担当調査委員の9番久保田委員の説明をお願いします。
- (9番委員)はい、9番久保田です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る、2月15日午後12時20分より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積381㎡。譲渡人、住所 西之表市〇〇〇〇〇〇番地5、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所につきましては、県道75号線〇〇〇〇集落入り口を北へ約〇〇m進んだところです。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- (議長)事務局から補足説明はありませんか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の14番濱脇が説明をします。
- (14番委員)議案第1号順位2について説明をいたします。去る、2月16日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,287㎡。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地47、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地20、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、〇〇集落内にあります〇〇〇〇から北へ約〇〇m行った右下の畑です。なお〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは叔母と姪の関係になり、取得後は安納芋を作る予定とのことです。調査の結果、労働力、農業機械等を確保しており、また取得後の下限

面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の10番、上妻委員の説明をお願ひします。

(10番委員)はい、10番の上妻です。議案第1号順位3について説明をいたします。去る、2月12日午前8時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字坂井、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-79、地目畑、面積4,661㎡。譲渡人、住所南種子町〇〇〇〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。譲受人、住所南種子町〇〇〇〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲受人が父からの贈与、譲渡人が経営移譲です。場所につきましては、〇〇〇〇集落公民館より東へ約〇〇m下った右手の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積については南種子町農業委員会に確認してあります。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)はい。今回の案件につきましては、上妻委員からもあつたとおり南種子町と連絡を取つてます。新規就農で経営移譲の関係で、南種子町と同時に今月の総会にかけてあります。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転3件については、許可することに決定します。ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、8番委員の退席をお願ひします。

(8番委員の退席)

(議 長)次に、順位4について、担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願ひします。

(2番委員)はい、2番の石堂です。議案第1号順位4について説明をいたします。去る、2月14日借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地

番〇〇〇〇－２，地目畑，面積 1,153 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 966 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目田，面積 1,161 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 2,400 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,037 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－２，地目畑，面積 4,322 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－３，地目畑，面積 2,082 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,810 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 2,969 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 871 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 2,414 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 626 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－２，地目畑，面積 74 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－３，地目畑，面積 3,393 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－３，地目畑，面積 324 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 1,193 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 9,728 ㎡。大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 37 ㎡。貸人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 7，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 7，〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始です。貸借の内容につきましては，無償による貸借期間 5 年間の使用貸借権の設定でございます。場所につきましては，字〇〇〇〇の畑ですが，〇〇〇〇から北の方に約 〇〇 m 行ったところにあります。字〇〇〇〇の田は，広域農道を〇〇〇〇さんの〇〇から〇〇方面へ約 〇〇 m 下った右下にあります。字〇〇〇〇から字〇〇〇〇の畑は，〇〇〇〇さんの自宅を囲んで約 500 m 以内に展開しています。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 1 号第 1 項順位 4 については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第 1 号「農地法第 3 条申請について」の使用貸借権 1 件については，許可することに決定します。
(8 番委員の入室)

(議 長)次に，日程第 4，議案第 2 号「農地法第 4 条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。総会資料の5頁をお開きください。議案第2号順位1の農地法第4条申請について説明いたします。申請人 ○○○○さん。住所 鹿児島市○○○○○○番地2。申請農地の表示、大字牧川、字○○○○、地番○○○○-1、地目畑、面積 533 m²。大字牧川、字○○○○、地番○○○○-2、地目畑、面積 881 m²、大字牧川、字○○○○、地番○○○○-3の一部、地目畑、面積 359 m²。大字牧川、字○○○○、地番○○○○-55、地目畑、面積 555 m²。合計で、畑4筆、面積 2,328 m²です。転用目的は、貸し駐車場及び資材置場。申請理由は、借人は建設業及び建設資材の販売を業とする株式会社である。現在の借事業地より利便性の高い申請地を借りたいとの申し込みがあり、申請人において造成を行い賃貸したい。総会資料の6頁には申請農地の位置図、詳細図を添付してございます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番鮫島です。議案第2号順位1農地法第4条申請について説明いたします。この案件につきましては、先般2月13日午前10時より、濱脇会長、久保田委員、戸田委員、事務局、申請人の○○○○さん立会いの下、申請地での現地調査を実施いたしました。場所につきましては、○○○○より西之表方面へ約2km行ったところの右側に、○○○○○○○○があります。そこより更に約○○m行った左側の道沿いの畑でございます。この案件は申請人が造成を行い、貸し駐車場と資材置場としての転用を行うものです。土地の賃貸借契約書及び事業計画書も提出されております。被害防水計画も出されており、排水計画においても県道の側溝を利用するということを確認しました。現地での調査の結果、周辺への支障は無いと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。はい、11番委員どうぞ。

(11番委員)はい。この申請農地ではどなたか何か作っているのですか。

(事務局)はい、お答えします。2年前に西之表の方と賃貸契約しており、その後解約されています。現在は牧草を作っていた跡のようになっています。

(11番委員)荒廃農地の手前というような感じですか。

(事務局)牧草を刈っているというような状態です。

(議長)他にありませんか。質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号、順位1については決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」の順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて県に進達します。

(議 長)次に、日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号「非農地証明について」を説明します。総会資料の7頁をお開きください。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、台帳地目畑、面積977㎡。大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番3、台帳地目畑、面積580㎡の2筆でございます。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。申請理由、土地登記簿の地目は畑となっているが、平成10年4月頃から耕地として利用せず現況は宅地となっているため、実地調査のうえ証明を願いますとのことです。総会資料の8頁には申請農地の位置図、詳細図を添付してございます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議 長)順位1について、担当調査委員の14番、濱脇が説明をします。議案第3号順位1非農地証明願いの現地調査について説明します。この案件につきましては、先般2月13日午前9時より、私と下村委員、小山田委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査をいたしました。場所につきましては、〇〇〇〇集落内の県道野間島間港線沿いにある〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の周辺です。申請人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査を行ったところ、平成9年に畜産施設を建築した際、地目が畑であることに気づかず現在の畜舎及び堆肥舎として使用してたとのことでした。畜舎等を建築してから20年近く経っていることもあり、今回の非農地証明願を提出したとのことでした。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

(議 長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第3号、順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の順位1については、許可することに決定しました。

(議 長)次に日程第6、議案第4号「平成28年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。議案第4号「平成28年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」説明いたします。総会資料の9頁をお開きください。

件数1件，筆数4筆，面積4,632㎡です。なおこの非農地判断の農地につきましては，昨年農林水産課より非農地ではないかとの連絡が入り，事務局及び担当委員にて現地確認を行ったところでしたが，とりこぼしをしておりました。今月の提出となりました。詳細につきましては10頁に記載しています。また非農地判断を行った農地の所在につきましては，別紙に地図として添付してあります。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については，非農地とすることにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第4号「平成28年度荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は，非農地とすることに決定しました。

(議長)次に，日程第7，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の11頁12頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数6件，筆数9筆，変更面積27,117㎡，契約年数6年の合意による解約でございます。詳細につきましては，資料13頁から18頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから整理番号1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号1については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の整理番号1については，承認することに決定しました。ここで，農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により，8番委員の退席をお願いします。

(8番委員の退席)

(議長)次に，整理番号2について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号2については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の整理番号2については、承認することに決定しました。

(8番委員の入室)

(議長)次に、整理番号3から6について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号3から6については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の整理番号3から6については、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の19頁をお開きください。承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成29年2月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数2筆、貸借権24件、筆数60筆、面積174,073㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の20頁から66頁に添付してあります。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成29年第31回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者